

## 令和7年第13回瑞穂市農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和7年12月20日
2. 開催日時 令和7年12月25日 午後3時00分
3. 開催場所 瑞穂市役所巢南庁舎3階 3-2会議室
4. 出席委員数 13人
5. 出席委員
- |     |         |
|-----|---------|
| 1番  | 松野藤四郎委員 |
| 2番  | 古川 正敏委員 |
| 3番  | 廣瀬 秀男委員 |
| 4番  | 青木千恵子委員 |
| 5番  | 浅野 隆士委員 |
| 6番  | 林 鉄雄委員  |
| 7番  | 豊田美津雄委員 |
| 8番  | 高田 住代委員 |
| 9番  | 高田 里美委員 |
| 11番 | 武藤 誠委員  |
| 12番 | 馬渢 正直委員 |
| 13番 | 北村 一也委員 |
| 14番 | 酒井 健詞委員 |
6. 欠席委員  
10番 今尾 京子委員

7. 本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局長	鹿野 将弘
事務局次長	玉置 公司
書記	住 義之

8. 農業委員会等に関する法律第35条の規定により出席した者の職氏名 (なし)

## 9. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 専決処分等の報告について

報告第17号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

日程第3 農地法関連議案について

議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

議案第39号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について

日程第4 農地中間管理事業（農地バンク）法関連議案について

議案第40号 農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見について

日程第5 地域計画・目標地図について

議案第48号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更について

日程第6 農業振興地域の整備に関する法律関連議案について

議案第49号 瑞穂農業振興地域整備計画の変更について

議案第44号 農業振興地域整備計画の変更に関する農振除外に係る瑞穂市の適合基準の廃止について（継続）

日程第7 その他について

農地利用状況調査（農地パトロール）の進捗状況について

## 10. 審議の経過

(午後3時00分)

○議長 本日、総会を招集しましたところ、定刻までにご出席をいただき誠にありがとうございます。只今の出席委員は13人です。定足数に達しておりますので、瑞穂市農業委員会第13回総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。お手元に配布しております資料を基に進めて参ります。

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、2番古川正敏委員、5番浅野隆士委員の2名を指名いたします。

○議長 日程第2、専決処分等の報告について、令和7年1月11日から令和7年2月10日までの間に、瑞穂市農業委員会に届出のあった、農業委員会事務局規程第6条の規定による、専決処分事項につきましては、法令及び当委員会の申し合わせ事項について事務局で、確認及び審査し受理済みであります。報告第17号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」、報告第18号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について」、事務局に報告を求めます。

(事務局報告)

○議長 只今、事務局から報告がありました、報告第17号及び報告第18号について、質疑等ありませんか。

○議長 質疑なしと認めます。

○議長 日程第2の専決処分の報告を終わります。

○議長 日程第3、農地法関連議案について議題とします。議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請書の審議について」、議案第46号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

○議長 只今、事務局から説明がありましたが、地区担当委員の方から、ご意見があり

ましたらお願ひ致します。

○議長 議案第45号番号1については、武藤誠委員ご意見ありますか。

○武藤委員 特段意見等はございません。

○議長 議案第45号番号2、議案第45号番号3、議案第46号番号1について、高田里美委員ご意見ありますか。

○高田(里)委員 事務局の説明した通りでありますのでご審議よろしくお願ひいたします。

○議長 議案第45号番号4について、馬渕正直委員ご意見ありますか。

○馬渕委員 何も問題ないかと思いますのでよろしくお願ひします。

○議長 議案第45号番号5については、自分の担当地区ですが、事務局の説明した通りで特に問題ありません。

○議長 只今、地区担当委員及び事務局より説明がありましたが、中央のテーブルに準備しました各種申請書を精読して頂くため、暫時休憩とします。再開は15時25分とします。  
(暫時休憩)

○議長 只今より再開いたします。

○議長 議案第45号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。  
(質疑、意見無し)

○議長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第45号番号1について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。  
(全員挙手)

○議長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議長 議案第45号番号2について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。  
(質疑、意見無し)

○議長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第45号番号2について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。  
(全員挙手)

○議長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議長 議案第45号番号3について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。  
(質疑、意見無し)

○議長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第45号番号3について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。  
(全員挙手)

○議長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議長 議案第45号番号4について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

○松野委員 事務局の説明によりますと10人ほどの職員が手伝うとのことです、使用借人は10人ほどの従業員が耕作した際に怪我をした場合どういった対応をなされるのでしょうか。

○事務局 使用借人は農業をやりながら土木建設業を営んでおります。その従業員にを農業にも従事させていると考えています。従って、何かあったときは労災保険等の対象になると思われます。

○松野委員 使用借人は、実際は法人で農作業しているのですか、個人ではないのですか。

○事務局 申請上個人となっていますが、土木建設業の社長をされている方で、従業員と思われる方が農作業されているのを見かけることもあるため、労災保険等の対象になっているのではとの回答をしましたが、本申請地を1年間借りて順調に農業

経営されており、今回の申請で借り受けを更に5年間延長されるということであり、農業経営に不安はないと考えています。

○松野委員 農業関係で職員は何人くらいいるのですか。

○事務局 伺った話なのであやふやな部分がありますが、3人がメインの手伝いそれ以外は多忙なときに手伝うとのことです。

○松野委員 労災保険に入っているのは10人ですか。それとも3人だけですか。

○事務局 保険関係まで確認はできておりません。農業委員会の判断は、使用借人が農業をきちんとできるかがメインですので、そこまで踏み込んでいません。

○議長 他に、質疑はありますか。  
(質疑、意見無し)

○議長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第45号番号4について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。  
(全員挙手)

○議長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議長 議案第45号番号5について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。  
(質疑、意見無し)

○議長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第45号番号5について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。  
(全員挙手)

○議長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議長 議案第46号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。  
(質疑、意見無し)

○議長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第46号番号1について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議長 日程第4、農地中間管理事業法関連議案についてを議題とします。議案第47号「農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見について」事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

○議長 今、事務局より説明がありました。今回議案が200件以上あります。議案を精読して頂くため、暫時休憩とします。再開は15時45分とします。

(暫時休憩)

○議長 只今より再開いたします。議案第47号については、各番号に関係者がおりますので、関係者がいる番号を先に審議し、それ以外のものを最後にまとめて審議します。

○議長 議案第47号番号97について、高田里美委員が関係者となりますので退席をお願いします。（高田（里）委員退席）

○議長 議案第47号番号97について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

(質疑、意見無し)

○議長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第47号番号97について「原案のとおり意見無し」でよろしい方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長 全会一致と認め、「意見無し。」といたします。

○議長 高田里美委員の入室を認めます。（高田（里）委員入室）

○議長 議案第47号番号106について、高田住代職務代理者が関係者となりますので退席をお願いします。（高田職務代理者退席）

- 議長 議案第47号番号106について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。  
(質疑、意見無し)
- 議長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第47号番号106について「原案のとおり意見無し」でよろしい方は挙手を願います。  
(全員挙手)
- 議長 全会一致と認め、「意見無し。」といたします。
- 議長 高田住代職務代理者の入室を認めます。 (高田職務代理者入室)
- 議長 議案第47号番号131について、北村一也委員が関係者となりますので退席をお願いします。 (北村委員退席)
- 議長 議案第47号番号131について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。  
(質疑、意見無し)
- 議長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第47号番号131について「原案のとおり意見無し」でよろしい方は挙手を願います。  
(全員挙手)
- 議長 全会一致と認め、「意見無し。」といたします。
- 議長 北村一也委員の入室を認めます。 (北村委員入室)
- 議長 議案第47号番号154について、廣瀬秀男委員が関係者となりますので退席をお願いします。 (廣瀬委員退席)
- 議長 議案第47号番号154について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。  
(質疑、意見無し)
- 議長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第47号番号154について「原案のとおり意見無し」でよろしい方は挙手を願います。  
(全員挙手)
- 議長 全会一致と認め、「意見無し。」といたします。
- 議長 廣瀬秀男委員の入室を認めます。 (廣瀬委員入室)

○議長 議案第47号番号183について、馬渕正直委員が関係者となりますので退席をお願いします。（馬渕委員退席）

○議長 議案第47号番号183について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。（質疑、意見無し）

○議長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第47号番号183について「原案のとおり意見無し」でよろしい方は挙手を願います。（全員挙手）

○議長 全会一致と認め、「意見無し。」といたします。

○議長 馬渕 正直 委員の入室を認めます。（馬渕委員入室）

○議長 議案第47号番号145については、私が関係者となりますので退席します。退席中の議事は、高田住代職務代理者に一任しますのでよろしくお願ひします。（林会長退席）

○職務代理者 議案第47号番号145について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。（質疑、意見無し）

○職務代理者 質疑、意見が無いものと認めます。議案第47号番号145について「原案のとおり意見無し」でよろしい方は挙手を願います。（全員挙手）

○職務代理者 全会一致（賛成多数）と認め、「意見無し。」といたします。

○職務代理者 林鉄雄会長の入室を認めます。（林会長入室）

○議長 最後に議案第47号その他の番号について、一括して質疑、意見があれば挙手をお願いします。

○松野委員 使用借人について職員は何名おり、待遇はどうなっているか教えてください。

○事務局 理事が3名、常時雇用人数が15名、臨時雇用人数は1名ということです。賃金体系については、農業委員会で把握しておりませんが、収支状況については農

地利用適格法人でありますので、毎年経営状況について提出義務がありますので報告いただき内容を確認しております。

○北村委員 今回再設定ということが多数の申請がありましたが、来年、再来年もこの時期に大量に出てくるという認識でよろしいですか。

○事務局 利用権設定の特徴として小作権と違って期間が満了すれば必ず切れるというメリットがありますが、その反面一斉更新が発生します。契約の更新がこの時期に重なるものが多いのは事実ですが、数としては来年度以降ここまで出ないと思っています。

○議長 他に質疑、意見はありますか。  
(質疑、意見無し)

○議長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第47号その他の番号について原案のとおり意見無しでよろしい方は挙手を願います。  
(全員挙手)

○議長 全会一致と認め、「意見無し。」といたします。

○議長 日程第5、地域計画・目標地図についてを議題とします。議案第48号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更について」事務局に説明を求めます。

○事務局 次の議案第79号とも関連しますが、除外1の宮田苗場の個人住宅のところが、（農）巣南営農組合の耕作農地であり、地域計画・目標地図で位置づけている場所のため、その位置づけを解除していいかどうか皆さんでご審議いただきたいです。

○議長 議案第48号については、内容にかんがみ、農地部会に付託したいと思いますが、農地部会に付託することに質疑、意見があれば挙手をお願いします。  
(質疑、意見無し)

○議長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第48号について農地部会に付託することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長 全会一致と認め、農地部会に付託することに決定されました。

○議長 日程第6、農業振興地域の整備に関する法律関連議案についてを議題とします。議案第49号「瑞穂農業振興地域整備計画の変更について」事務局に説明を求めます。

○事務局 今回は宮田と十七条地内で2件農振除外の申出がありました。農業委員会でご審議の上、市長への回答をいただきたいと思います。

○議長 議案第49号についても、内容にかんがみ、農地部会に付託したいと思いますが、農地部会に付託することに質疑、意見があれば挙手をお願いします。  
(質疑、意見無し)

○議長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第49号について農地部会に付託することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長 全会一致と認め、農地部会に付託することに決定されました。

○議長 議案第44号「農業振興地域整備計画の変更に関する農振除外に係る瑞穂市の適合基準の廃止について」、審議を農地部会に付託しておりましたので、部会長に審議結果の報告を求めます。農地部会長の北村一也委員お願いします。

○北村委員 只今、議題となりました「議案第44号 農業振興地域整備計画の変更に関する農振除外に係る瑞穂市の適合基準の廃止について」ということで、農地部会に審議が付託されましたので、本日、総会に先立ち部会を開催し、農業委員会事務局に出席を求め、巣南庁舎公室において審議いたしました。

審議結果を簡潔に説明いたします。賛成意見として、農地を守る立場であるが少子高齢化が進むなか、地域が維持できないので規制を緩和することに賛成する。規制して農地を守っても担い手がいない現状で時代に逆行している感があるので緩和したほうが良い。他市町でも企業誘致に力を入れており、緩和によって居倉、七崎地域の活性化、また市の財政が豊かになるのではないかなどの意見がありました。

また懸案事項として改正農振法の施行により、農振除外する農地面積に規制が

かった場合、除外面積が規制を超えた場合どうなるかとの意見があり、超えた分の除外面積分を県内市町村で均等割のうえ農振農用地に編入するか、あるいは翌年の除外面積に制限がかかるのか、まだ不確定事項でありますがこのような対応を求められる可能性があるという事務局からの説明でした。また、出された意見への反対等は特にありませんでした。

また、他の関係機関政田井水土地改良区、菱野川土地改良区、瑞穂市農業振興会、ぎふ農業協同組合から規制緩和について同意する回答を得ているとの説明が事務局よりありました。

農地部会として採決をしたところ、全会一致で農振除外に係る瑞穂市の適合基準の廃止は適当と判断しました。以上で農地部会長報告を終わります。

○議長 議案第44号について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

(質疑、意見無し)

○議長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第44号について、農地部会の報告を農業委員会の意見とすることに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長 全会一致と認め、農地部会報告を瑞穂市農業委員会の意見とします。

○議長 日程第7、その他について、農地利用状況調査（農地パトロール）の進捗状況について事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

○議長 農地利用状況調査の進捗状況について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

○北村委員 5月に農業委員会の活動報告で遊休農地の面積を報告する部分がありますが、その部分について表の赤の部分を計上されるのか、どの段階で確定して報告するのか説明してください。

○事務局 流れとしては、今回改善依頼文書を再送付し、さらにその後の状況を確認して特にひどい農地について耕作放棄の内として取扱いさせていただきます。例年2月頃に確定させていただいている。

○北村委員 表の赤の部分で改善されればよいですが、改善されなければ、赤の部分が報告に上がってくるということですか。

○事務局 表の赤の部分とそれ以外は送付する文面が違うというだけで、赤の部分以外も遊休農地候補です。赤の部分は土地利用を含めた意向調査をおこないます。その結果を踏まえ1月から2月頃に判断する流れになります。

○北村委員 遊休農地は過去を含めて表の通り70筆、4.51haが対象になりますか。

○事務局 遊休農地扱いの新たな候補としてはそうですね。その候補地の中で再送付の結果を踏まえて抽出することになります。

○北村委員 農業委員が現状を見られて担当地区に遊休農地の対象があったのであれば、解消していく活動をすることで面積が減少するので、委員も活動をしていただけたらと考えているので、再送付結果後の農地について、農業委員にも現地確認をしていただくのが良いのではないかと思います。

○事務局 ありがとうございます。当然農業委員も活動していただけすると遊休農地の解消のためには助かります。農地パトロール以外でも市に耕作放棄地の苦情が多数あり、隨時確認し、商工農政観光課長名で指導文書を発したり、所有者から田畠を貸したいという要望に対し耕作者を探したりしてマッチングを図っております。農業委員もご協力いただけますと助かります。遊休農地で上がっている場所は、マッチングの努力はしておりますがなかなか解消に至らない場所が多数ございます。

○北村委員 遊休農地の報告は、表の中からどうにもならない場所を最終的に報告していることでよろしいでしょうか。いま表にあがっている農地で担当地区であった場合、耕作放棄が解消されるよう動けば、面積が減りますので農業委員も取り組んでいただけますと良いと思います。

○事務局 そうですね。所有者本人が草を刈らなかった場所も、ボランティアで地域のかたが草を刈ってくれた場所もあります。ただし農業振興地域については、補助事業の関係で影響がありますので、遊休農地への判断は慎重にする必要があります。

○北村委員 簡潔に言うと、表に上がってくる土地を何とかすれば遊休農地を解消することができるのですか。

○事務局 全てではありませんが、大部分は解消します。

○北村委員 この表を配布するということは、荒れている農地がこれだけあることを農業委員や農地利用最適化推進委員が理解し委員が動いていただくために用意したのではないですか。

○事務局 そのように各委員が動いていただけるならありがたいですけど、この表は個人情報が掲載されていますので委員会終了後に回収させていただくものです。

○北村委員 自分の地域でどれだけあるのかを承知するだけではダメだと思います。解消できるように委員が動かないといけないことを主張します。

○廣瀬委員 タブレットで農地ナビを立ち上げて現地確認すると遊休農地が何箇所かあります、それとこの表とは関係ないですか。

○事務局 この表は今年度発生してきた1回目、2回目指導しても直らない場所で、今年農業委員会として最後に指導したい課題の農地ということになります。よって一部は重複している可能性があります。

○廣瀬委員 農地ナビで表示されている遊休農地とは一致しないということですか。

○事務局 この表の大部分は遊休農地として登録する候補地です。今回送って改善されない場合、遊休農地として新たに登録するか検討することになります。

○廣瀬委員 最後市が遊休農地としてタブレットに記載するかどうか決めることになるんですか。県が決めるのですか。

○事務局 最終的には農業委員会が決める形になります。例年4月の活動報告の際に、報告させていただいているます。

○酒井委員 表の中の黄色に塗られた部分は何か意味がありますか。

○事務局 黄色については、所有者と耕作者が違うため、耕作権があるか確認したあと色を消し忘れたものです。

○議長 他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑、意見が無いものと認めます。

○議長 以上で本日の総会の議事はすべて議了致しました。

○議長 これにて、瑞穂市農業委員会第13回総会を閉会いたします。